エクスプレスサービス 会員規約集

提携コーポレート会員（UC）

H27.11版

UCエクスプレスコーポレートカード会員規約

第1条（総則）

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「甲」といいます。）、株式会社クレディセゾン（以下、「乙」といいます。）及び第2条に定める法人会員及びカード使用者との間で適用されます。
2. 規約名称は「UCエクスプレスコーポレートカード会員規約」（以下、「本規約」といいます。）といい、略称を「UCエクスプレスコーポレート規約」とします。インターネット上、携帯電話の画面上その他において「UCエクスプレスコーポレート規約」とある場合は、本規約を指すものとします。
3. カードの名称は「UCエクスプレスコーポレートカード」（以下、「本カード」という。）といい、本カードは甲と乙が提携して発行するコーポレートカードです。
4. 本規約に定めのない条項については、UCコーポレート会員規約に従うものとします。但し本規約とUCコーポレート会員規約に定める内容が相違する場合は、本規約に定める内容を優先して適用するものとします。

第2条（法人会員、管理責任者、及びカード使用者）

1. 法人会員とは、UCコーポレート会員規約、本規約及び本規約の一部を構成するものとして甲が別途定める「エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約」（その特約を含む）（以下、「EX予約コーポレート特約」といい、UCコーポレート会員規約、本規約及びEX予約コーポレート特約を総称して「規約等」といいます。）を承認の上、甲及び乙に所定の申込書にて申込みをした法人または非法人たる団体（以下、まとめて「法人」という。）のうち、甲及び乙が適格と認めた法人のことをいいます。
2. 法人会員は、入会申込みにあたり法人会員の部課、事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位（以下、「カード利用単位」という。）を指定し、各カード利用単位毎に1名の管理責任者を指定するものとします。
3. 管理責任者は、カード利用単位に所属する役職員の中から本カードを利用する方を指定して甲及び乙に所定の方法で届け出るものとし、甲及び乙が適格と認めた方をカード使用者とします。なお、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、規約等を承認した方とします。

第3条（基本会員の登録）

法人会員は、本カードの基本会員として登録され、乙から基本会員番号が通知されます。基本会員は、基本会員番号を利用することにより、甲が提供するサービスを受けることができます。

第4条（カードの種類）

本カードの種類には「部署カード」と「個人カード」があります。

（1）部署カード
①法人会員が甲及び乙に所定の届出用紙により法人会員の組織の中で部署カードの利用を希望する部署を申込み、甲及び乙が適格と認めた場合に、乙から部署カードの会員番号、有効期限、カード名義が通知されます。尚、部署カードは物理的なカードの発行は行われません。
②部署カードは、会員の当該部署の役職員が利用できます。
③部署カードは、UCコーポレート会員規約の定めに関わらず、甲が指定し乙が認めた商品の購入及びサービスの利用にのみ使用できます。
④カードの有効期限は、甲及び乙が引続きカードの利用を適当と認めたときは、所定の時期に更新するものとします。

（2）個人カード
第2条第3項の定めに従って発行されるカードを個人カードといいます。

第5条（甲による個人情報の収集等に関する同意）

1. 法人会員は、カード使用者の申込みをするにあたって、あらかじめ当該カード使用者本人から、次の事項について同意を得るものとします。
（1）甲による個人情報の収集
ア. 甲が必要な保護措置を講じた上で、次のカード使用者に関する個人情報を収集・利用・保有すること
（ア）カード使用者の氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・勤務先情報（勤務先所在地・所属部署）・社員コード・出張番号・暗証番号・メールアドレスおよびこれらすべての変更情報
（イ）カード使用者のカード使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービスの購入履歴等の情報
（ウ）利用可能枠等、カード使用者のカード使用のため、乙より提供されるクレジットカード情報
（エ）カード使用者のカード使用に際し、甲が会員の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。
イ. 甲または乙に対して届け出たカード使用者の氏名、住所、電話番号、勤務先等に誤りがあり、甲または乙の一方にのみ変更の届出があった場合については、届出いただいた当該情報について、甲および乙が相互に提供する場合があること
（2）甲による個人情報の利用
ア. 甲が次の目的のため、前号ア記載の個人情報を利用すること
（ア）カード使用者との乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービス等の取引のため
（イ）甲の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
（ウ）甲の販売状況分析、商品開発のために利用するため
イ. 個人情報の収集及び本号アの利用目的に該当する業務を、甲が他の企業に委託する場合、甲は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でカード使用者の個人情報を預託すること
（3）甲との個人情報の共同利用乙、及び甲のグループ会社等エクスプレス予約ホームページ上において公表する会社（以下、「共同利用者」といいます。）が、第1号ア（ア）～（ウ）に記載のカード使用者に関する情報を、同ホームページに掲げる目的で、共同して利用することおよび、共同利用に関する責任者を甲とし、問い合わせ窓口は第5号イ記載の窓口とすること
（4）甲からの個人情報の提供およびその利用甲の提携する観光施設等に、第1号ア（ア）及び（イ）記載の個人情報を提供すること（ただし、第5号イ記載の窓口への申し出により、それ以降の甲からの個人情報提供の中止を求めることができます。）
（5）甲による個人情報の開示・訂正・削除
ア. カード使用者は、甲に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求ができること
イ. 甲に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口とすること
〒108-8204　東京都港区港南二丁目1ー85　JR東海品川ビルA棟
東海旅客鉄道株式会社　エクスプレス予約カスタマーセンター　電話0120-417-419
ウ. 万一登録内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、甲は所定の手続きにより、これを訂正・削除すること
（6）加盟店への連絡等カード使用者のカード使用にあたっては、甲から乙が照会を受ける場合、また同様に乙から甲に照会を行う場合があること。この際、乙は甲に対して次の回答・確認・指示を行うこと
（ア）甲からの照会に対して乙が必要と認めた事項について回答すること
（イ）カード提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること
（ウ）カード使用者のカード使用が本規約に違反する場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、カード使用をお断りする場合があること
（エ）（ウ）の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを乙に返却していただく場合があること
（オ）貴金属、金券等の一部商品については、カードの使用を制限させていただく場合があること
（カ）通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前に甲に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報を甲に通知する場合があること
（7）本規約に不同意の場合甲は、カード使用者が第1号ないし第6号の全部、もしくは一部を承認できない場合、当該カード使用者のカードの発行をお断りすること
2. 法人会員は、管理責任者の氏名・年齢・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先情報（勤務先所在地・所属部署）・暗証番号・メールアドレスおよびこれらすべての変更情報を甲に提供するにあたって、あらかじめ管理責任者本人から当該情報提供について同意を得るものとします。
3. 前2項に基づきまたは関連して（法人会員が、前2項の同意を得ていない場合を含みます。）カード使用者または管理責任者に生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、甲および乙に何らの損害および迷惑をかけないものとします。
4. 第1項または第2項に基づきまたは関連して（法人会員が、第1項または第2項記載の同意を得ていない場合を含みます。）、甲または乙がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害（これに対処するために要した費用の負担を含む。）を被った場合は、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

第6条（エクスプレス予約コーポレートサービス特約）

法人会員とカード使用者は、甲が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの取扱について甲が別に定めた「EX予約コーポレート特約」を遵守するものとし、カード使用者が、カードに署名し又はカードを利用したことにより、法人会員および当該カード使用者がEX予約コーポレート特約を承認したものとみなします。

第7条（甲でのカード利用）

1. カード使用者は、甲において他の加盟店におけるのと同様に本カードを利用して乗車券類等の物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。但し、カード使用者は本カードを利用できない乗車券類等の物品及びサービスがあることをあらかじめ承諾します。
2. カード使用者は、本カードを提示して所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。但し、売上票の署名が本カード裏面の署名と同一のものと認められない場合には本カードの利用ができないことがあります。なお、甲及び乙が適当と認めた場合、売上票への署名を省略することまたは、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等乙が適当と認める方法によって取引を行うことがあります。
3. カード使用者は、甲及び乙があらかじめ承認している場合、本カードの提示に代えて、コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって、会員番号、カード使用者の氏名、届出住所等の個人情報を甲に送付することにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。

第8条（カード利用の停止、会員資格および使用者資格の取消）

1. 法人会員またはカード使用者が本規約又はEX予約コーポレート特約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、甲及び乙はカード利用の一時停止を含む利用制限若しくは利用停止又は法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の使用取消をすることができます。
2. 次の各号の1つにでも該当した場合、甲及び乙は法人会員に通知催告を行ったうえで、カード利用の一時停止を含む利用制限若しくは利用停止又は法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の使用取消をすることができます。
（1）法人会員の甲でのカード利用代金が、月額100万円を下回った場合
（2）法人会員の1ヶ月あたりの甲でのカード利用代金を、部署カード及び個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合

第9条（届出事項の変更）

1. 甲及び乙に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座等に変更が生じた場合は、甲及び乙が適当と認めた方法により法人会員または使用者が遅滞なく乙の定める方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために甲及び乙からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員またはカード使用者に到着したものとみなします。
3. 本条第1項の届出がなかったことにより、法人会員又はカード使用者が被った損害について甲及び乙は免責とし、甲及び乙の一方または両方が被った損害については会員の責とします。

第10条（カードの紛失・盗難）

カードの紛失・盗難にかかわる措置は、UCコーポレート会員規約によるものとします。

第11条（会員情報の提供と交換及びその保護）

1. 法人会員及びカード使用者は、甲と乙の間において、業務上必要な範囲内で申込書に記載されたカード使用者の情報、およびUCコーポレート会員規約に基づき届出のあった法人会員及びカード使用者の情報が照会並びに提供または交換されることを承認するものとします。
2. 法人会員及びカード使用者は、甲または乙が、本カードに関連するサービスを提供するために必要な範囲で、甲または乙と情報の提供に関する契約を締結した企業に第1項に定める情報を提供することを承認するものとします。

第12条（加盟店との紛議）

法人会員又はカード使用者がカードを利用して、乙の加盟店等で購入した物品または受けたサービスに関して生じた紛議については、甲は一切の責任を負いません。

第13条（合意管轄裁判所）

法人会員、カード使用者と甲との間で発生する訴訟については、甲の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第14条（規約の改定ならびに承認）

本規約が改定され、乙より法人会員及びカード使用者へその内容の通知をし、または新しい規約を送付したのちにカード使用者がカードを利用したときは、法人会員およびカード使用者は規約の改定を承認したものとみなします。

エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約

（第1条：概要）

1. 本特約は、「UCエクスプレスコーポレートカード会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「会員」という。）に提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定める。会員は本特約の内容について会員指定のUCエクスプレスコーポレートカード（以下「カード」という。）使用者（以下「カード使用者」という。）に周知するものとする。会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとする。
2. 当社は、事前に会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本特約を変更した場合、会員及びカード使用者が本サービスまたはJR東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート会員）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされる。
3. 当社は、前項の変更に起因して、会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

（第2条：エクスプレス予約利用資格）

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとする。
2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、カードNo.の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとする。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報全てを正確に登録するものとする。
3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、カード使用者の登録を認めないことができる。
（1）前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合。
（2）登録手続が正しく完了しなかった場合。
（3）未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。
（4）その他、本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合。
4. カード使用者が本サービスを利用することを当社が承諾した場合、当社は、カード利用者に対してIDを発行する。登録手続の完了及びIDの通知は、登録手続きの完了画面への表示により行われる。
5. 以下の項目に該当すると当社が判断した場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく直ちに、カード使用者の本サービス利用を停止させることができる。
（1）カード使用者が本特約に違反した場合。
（2）第2項により登録及び第3条により修正された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。
（3）カード会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合。
（4）カード使用者が登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合。
（5）カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産若しくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合。
（6）会員又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、若しくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む）。
（7）会員又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合。
（8）会員又はカード使用者が、第16条に違反している、又は疑いがあると当社が認めた場合。
（9）その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
6. カード使用者は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続を行うものとする。カード使用者が会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、カード使用者の登録を取り消す。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービスの画面に表示することにより通知する。
7. カード使用者が第2項に定める登録手続を行った後、又はカード使用者が第6項に定める会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。
8. 会員及びカード使用者は、第5項又は第6項により、カード使用者が本サービス利用停止又は登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生したカード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとする。
9. カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、当社の定める運送約款（東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則その他の当社が定める運送約款。以下同じ）によるものとする。

（第3条：お客様情報の登録・修正）

カード使用者は、第2条第2項で登録した情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「お客様情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

（第4条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://expy.jp/）（以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとする。

（第5条：申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、乗車券類の購入等の申込をするものとする。

（第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行う。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行う。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行う。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカードにより決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとする。
4. 削除
5. 乗車券類の変更、払戻等（第9条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

（第6条の2：カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録するが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱う。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

（第7条：契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスにおけるカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約及び本特約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるものとする。
2. 本サービスにおけるカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管する。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

（第8条：受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、カード又はEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとする。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。
（1）特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。
（2）特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。
5. カード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第7条第2項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなす。

（第9条：受取後の乗車券類の扱い）

カード使用者が第8条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとする。

（第10条：変更の可能性）

1. 当社は、事前に会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができる。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わない。
（1）第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
（2）第5条の申込方法
（3）カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
（4）第8条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法
（5）第8条第3項の受取期間
（6）その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができる。
（1）本サービスのシステムの保守が必要な場合。
（2）戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
（3）その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。
3. 当社は、理由のいかんを問わず、事前に会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができる。

（第11条：お客様情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によるものとする。

（第12条：会員及びカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 会員はID及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

（第13条：カード使用者の責任、当社の免責、損害賠償）

1. カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びにIDによりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わない。
（1）お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（2）カード使用者のID及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（3）当社が第2条第5項によりカード使用者の本サービス利用を停止させることにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（4）当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（5）当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（6）カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員、カード使用者又は第三者の被った不利益。
（7）当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（8）当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことによりID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（9）カード使用者が登録したeメールアドレスに対し当社からeメールが送信されるに伴い、会員又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（10）当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信されたeメールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信されたeメールにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（11）その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録したeメールアドレスに対し当社から送信されたeメールにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（12）その他、カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めに違反したことにより、又は本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
（13）その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
3. カード使用者が本特約、及び当社の定める運送約款及び法令の定めに違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該カード使用者は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

（第14条：通知及び同意の方法）

1. 当社からカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、カード使用者が登録したeメールアドレスに対する当社からのeメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行う。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容をカード使用者が承諾したものとみなす。

（第15条：権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

（第16条：反社会的勢力の排除）

1. 会員又はカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
（1）暴力団
（2）暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
（3）暴力団準構成員
（4）暴力団関係企業
（5）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
（6）前各号の共生者
（7）その他前各号に準ずる者
2. 会員又はカード使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計を用いて又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

1.定義

（1）本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）およびJR東海が提携する企業（以下、「提携各社」という。）が、「JR東海エクスプレス・（Visa・MasterCard・JCB）カード会員規約」（※1）に定める会員（以下、「会員」という。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」という。）について定めます。
（2）本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
（3）ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
（4）特典とは、会員の利用申込みに応じてJR東海及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
（5）特典グリーン券等とは、特典のうち、会員が一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービスを利用する場合に購入できるサービス又は乗車券類をいいます。

2.参加申込

（1）本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込み等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。
（2）前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。
・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
・JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員
・JR東海エクスプレス・カード（E予約専用）会員

3.ポイントの蓄積

（1）ポイントは、物理的に発行されたカード単位で蓄積されます。
（2）会員が、会員でなくなったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
（3）ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取等のほか、JR東海及び提携各社の定める商品購入・サービス利用に際し、付与されます。
（4）ポイントは、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に対し蓄積されます。
（5）JR東海及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
（6）ポイントは、別に定める蓄積条件に基づき、口座に登録されることで付与されます。会員は、ポイントが口座に登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
（7）ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員はJR東海が別に定める方法により、ポイントの蓄積・引き落としを請求することができます。ただし、この請求は、JR東海が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品・サービスの購入日から3ヶ月以内でなければなりません。
（8）エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

4.ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末日23時30分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、無効となり、JR東海は失効に関する一切の責任を負いません。

5.ポイントの共有・合算・移転

（1）蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有・合算・移転できません。
①会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となる場合
②会員が複数のカードを所持している場合
③法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人において部署（代表者）カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用している場合
（2）ポイントの合算・移転の特例
前号にかかわらず、次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算・移転を認める場合があります。
①カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することとなった場合
②その他、JR東海及びJR東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた場合

6.提携各社によって提供される特典

（1）提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携会社の責任により行います。JR東海は、提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。
（2）提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従うものとします。
（3）蓄積されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有・合算及び譲渡することはできません。
（4）JR東海は、提携会社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等については、一切責任を負いません。
（5）JR東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合JR東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ等にてその旨をお知らせします。

7.ポイントによる特典の利用

（1）特典は、会員に限り申し込むことができます。

(2)特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者に遵守させるものとします。
(3)ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
(4)特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
(5)会員への特典に関する必要事項の通知・連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・eメールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り・更新未了等により必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR東海は一切責任を負いません。
(6)会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
(7)特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR東海は、この利用制限を理由に、特典の払い戻し、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
(8)会員等が、提供された特典をいかなる形でも第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
(9)JR東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障するいかなる責任も負いません。

8.変更・終了の告知
(1)JR東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
(2)本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
(3)JR東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

9.特約の変更
本特約の変更については、JR東海から変更内容を通知（エクスプレス予約ホームページ及びエクスプレス予約画面等による掲示を含む）、又は新特約を送付した後に、会員が本プログラムを利用した場合、変更事項又は新特約が承諾されたものとみなします。

10.この特約に定めのない事項
ポイント利用に係わる個人情報の取り扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約・特約によります。

※1　会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。
・JR東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
・JR東海エクスプレス・カード会員規約
・JR東海エクスプレス・カード（法人）会員規約
・JR東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約
・JCBエクスプレスカード会員規約
・エクスプレス三井住友コーポレートカード会員特約
・UCエクスプレスコーポレートカード会員規約
・MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約
・DCエクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員特約
・DCエクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員特約
・TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約
・JR東海エクスプレスサービス会員規約（ビューカード会員用）
・アメリカン・エキスプレス®・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

JR東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート会員）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

第1章　総則

第1条（総則）
1. 本規約は、「エクスプレス予約サービス（JCB）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（MUFGカードコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（TS CUBICコーポレート）に関する特約」（以下、「EX予約サービス特約（提携コーポレート）」という。）の特約とし、EX予約サービス特約（提携コーポレート）と本規約との間で重複又は競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「JR東海エクスプレス・カード会員規約」（※1）（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（※2）（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（※3）（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）
1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
(1)「EX-ICカード」とは、法人会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。
(2)「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカードに固有の番号をいいます。
(3)「記名式EX-ICカード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
(4)「非記名式EX-ICカード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。

(5)「EX-IC携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。
(6)「提携企業」とは、法人会員又はカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
(7)「当社指定路線」とは、EX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
(8)「会員情報」とは、カード使用者又はカード会員規約に定める管理責任者がEX予約サービス特約（提携コーポレート）第2条の定めにより登録した事項（EX予約サービス特約（提携コーポレート）第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびEX予約サービス特約（提携コーポレート）に定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）
1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にEX-ICサービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2章　EX-ICサービス

第4条（EX-ICサービス）
EX-ICサービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約サービスの一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等をすることができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際にEX-ICカード又はEX-IC携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC運送契約」という。）となります。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員又はカード使用者にとって不利になる場合があります。

第5条（EX-IC運送契約の内容）
EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間）
1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://expy.jp/）（以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとします。
2. 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）
カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）
1. カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結を申し込む場合、本サービスのWebサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示又は会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間でEX-IC運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC運送契約の運賃等は、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）（※4）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスによりEX-IC運送契約を締結できる可能額は、指定クレジットカード発行会社（※5）が定める利用可能枠（※6）による制限を受けます。また、EX-IC運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとします。
5. 第3項の定めによりEX-IC運送契約が成立した時点において、EX-IC運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスのWebサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示又は会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により精算することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約を改めて締結したのち、変更前のEX-IC運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスによりEX-IC運送契約を変更できる可能額は、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能等の他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）
法人会員又はカード使用者は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスのWebサイト上にて確認することができます。

第3章　付帯サービス

第10条（付帯サービス）
当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員又はカード使用者に提供することがあり、法人会員又はカード使用者は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により通知します。

第4章　サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）
1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
(1)システム等の保守、点検を行う場合
(2)システム等に障害が発生した場合
(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
(4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合
4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って法人会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第12条（通知の方法）
1. 当社から法人会員又はカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスのWebサイトもしくは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスのWebサイト又は当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知がeメールによって行われる場合、当社がeメールを送信するときに会員情報として登録されたeメールアドレスに宛てたeメールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前2項において、会員情報として登録されたeメールアドレス又は法人会員の所在地が不正確であった場合には、このためにeメールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、eメールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第13条（例外的扱い）
当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第5章　EX-ICカード

第14条（EX-ICカードの発行および効力）
1. 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。
2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常にEX-ICカードおよびJR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。
5. EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-ICカードには記名式EX-ICカードと非記名式EX-ICカードがあります。
7. EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

第15条（EX-ICカードの有効期限および更新）
1. EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限前に、当社の都合によりEX-ICカードを予告なく交換することがあります。
3. EX-ICカードの有効期限が満了する場合、法人会員からEX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がないEX-ICカードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行します。

第16条（EX-ICカードの返却等）
1. 法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、法人会員又はカード使用者に対し、EX-ICカードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。
(1)本規約に違反した場合
(2)当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
(3)EX-ICカードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合
(4)EX-ICカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為に使用した場合

(5)換金目的によるEX-IC運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、EX-ICカードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
(6)EX-ICカード本体又は内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合
(7)法人会員が、指定クレジットカード発行会社へのカード利用代金の支払いを怠った場合等、同社よりEX-ICカードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
(8)EX-IC運送契約の内容について、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
(9)当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
(10)第22条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-IC携帯電話機の登録取消を受けた場合
(11)その他、法人会員又はカード使用者のEX-ICカードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により法人会員又はカード使用者がEX-ICカードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第17条（EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用）
1. 法人会員又はカード使用者は、EX-ICカードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。
2. 法人会員又はカード使用者のEX-ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第7項の定めの他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
(1)法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合
(2)法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
(3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
(4)当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
(5)不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
(6)第1項の申し出の内容が虚偽である場合
3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、防護措置期間内にEX-IC携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後のEX-IC携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第20条第5項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等して、その後、EX-IC携帯電話機が第三者により不正使用された場合の補償については、指定クレジットカード発行会社の定めによります。
5. 法人会員又はカード使用者がEX-IC携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。

第18条（EX-ICカードの再発行）
1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。
4. 前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員又はカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
5. 法人会員は、第1項又は第3項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はJR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により決済するものとします。

第19条（当社の免責事項）
当社は、EX-ICカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。
(1)カード使用者のEX-ICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(3)JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）、エクスプレス予約サービス、EX-ICカードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益
(4)当社が第17条第1項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益

第6章　EX-IC携帯電話機

第20条（EX-IC携帯電話機）
1. EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」という。）が提供する「モバイルSuica」サービスに登録されたものに限ります。）について、当社が別に定めるEX-IC携帯電話機登録手続をするものとします。

2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC携帯電話機として登録します。
3. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常にEX-IC携帯電話機およびJR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX-IC携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使用できません。
5. EX-IC携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
6. 法人会員又はカード使用者は、EX-IC携帯電話機で駅において入出場する場合に必要となる通信費用等を、自ら負担するものとします。
7. 法人会員又はカード使用者は、EX-IC携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC携帯電話機で駅において入出場できません。
8. カード使用者は、EX-IC携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX-IC携帯電話機で駅において入出場できません。

第21条（EX-IC携帯電話機としての登録期限および更新）
1. EX-IC携帯電話機としての登録期限は、EX-ICカードの有効期限が満了する日までとします（EX-ICカードの有効期限が更新されると自動的に登録期限もEX-ICカードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め法人会員又はカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なくEX-IC携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

第22条（EX-IC携帯電話機の登録取消）
1. 法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、会員のEX-IC携帯電話機としての登録を取り消すないし本サービス等の提供を終了することがあります。
(1)第16条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-ICカードの返却を求められた場合
(2)EX-IC携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者にEX-IC携帯電話機を使用させた場合
(3)EX-IC携帯電話機を不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為に使用した場合
(4)EX-IC携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合
(5)その他、カード使用者のEX-IC携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者のEX-IC携帯電話機の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第23条（EX-IC携帯電話機の紛失、盗難）
1. カード使用者がEX-IC携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、法人会員又はカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。
2. 法人会員又はカード使用者のEX-IC携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条第5項の定めの他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
(1)法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合
(2)法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
(3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

第7章　その他

第26条（債権譲渡および債権供担保の禁止）
法人会員及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

第27条（相殺禁止）
法人会員及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第28条（合意管轄裁判所）
本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（※）※1～6の用語については、本規約においてすべての箇所、EX予約サービス特約（提携コーポレート）ごとに、以下の用語に読み替える。

EX予約サービス特約（提携コーポレート）	※1（JR東海エクスプレス・カード会員規約）	※2（法人会員）	※3（カード使用者）	※4（JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート））	※5（指定クレジットカード発行会社）	※6（利用可能枠）
エクスプレス予約サービス（JCB）に関する特約	JCBエクスプレスカード会員規約	法人会員	カード使用者	JCBエクスプレスカード	株式会社ジェーシービー	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約	エクスプレス三井住友コーポレートカード会員特約	会員	使用者	三井住友エクスプレスコーポレートカード	三井住友カード株式会社	カードのご利用枠
エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約	UCエクスプレスコーポレートカード会員規約	法人会員	カード使用者	UCエクスプレスコーポレートカード	株式会社クレディセゾン	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（MUFGカードコーポレート）に関する特約	MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約	法人会員	カード使用者	MUFGカードエクスプレスコーポレート	三菱UFJニコス株式会社	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約（個別払い方式用）	DCエクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員特約	基本会員	個人会員	DCエクスプレスコーポレートカード	三菱UFJニコス株式会社	利用可能枠（限度額）
エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約（一括払い方式用）	DCエクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員特約	基本会員	個人会員	DCエクスプレスコーポレートカード	三菱UFJニコス株式会社	利用可能枠（限度額）
エクスプレス予約サービス（TS CUBICコーポレート）に関する特約	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約	法人会員	カード使用者	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード	トヨタファイナンス株式会社	利用可能枠
エクスプレス予約サービス（アメリカン・エキスプレス・コーポレート）に関する特約	アメリカン・エキスプレス®・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約	法人会員	カード使用者	アメリカン・エキスプレス®・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc.	利用可能枠